

残高証明書発行手数料・取引履歴等調査手数料改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、東日本銀行では、残高証明書発行手数料および取引履歴等調査手数料を下記のとおり改定いたします。

当行では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層サービス向上に努めてまいります。何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 改定日

2025年7月1日(火)受付分より

※ 7月1日(火)以降に手数料をお支払いいただく場合でも、6月30日(月)までに受付のものにつきましては改定前の手数料金額とさせていただきます。

2. 改定内容

(1) 残高証明書発行手数料

(1通につき、税込み)

	改定前	改定後
事前登録でのご依頼	440円	変更なし
都度のご依頼	1,100円	
お客さまご指定の書式でのご依頼※1 (当行制定外の書式等)	2,200円	3,300円
監査法人向け確認状(残高証明書)等	3,300円	変更なし
相続財産調査関連※2	3,300円	廃止

※1 改定後においては、「お客さまご指定の書式でのご依頼」には下記①～③等を含みます。

- ① 当行制定書式の残高証明書に経過利息等の特別な記載をする場合
- ② 当行制定書式の残高証明書に貸金庫契約の有無等についての証明書を追加する場合
- ③ 被相続人との取引の有無や取引残高に関する照会(弁護士法第23条の2に基づく照会を含みます)に対して回答する場合

※2 改定後は「お客さまご指定の書式でのご依頼」として取り扱います。

(2) 取引履歴等調査手数料

(税込み)

改定前	改定後
1枚につき 330円	証明期間1か月につき 330円※

※ 証明期間は、属する月の数を単位として計算します。

例) 2025/5/15～2025/6/14の場合、5月と6月に属するため、2か月分として取り扱います。

※ 証明期間内に取引履歴が1件もない場合でも、ご依頼された証明期間に応じて手数料がかかります。

以上

<本件に関するお問い合わせ>
 東日本銀行 インフォメーションセンター
 フリーダイヤル 0120-600185
 (ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。)